Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 132 2015年08月07日

韓国特許法改正施行について(2)

2014 年 06 月 11 日公布・2015 年 01 月 01 日施行の韓国特許法改正を Vol. 123 にてご案内致しましたが、今般新たに、2015 年 01 月 28 日付で公布された改正特許法が 2015 年 07 月 29 日付で施行されました。改正の内容は下記の通りです。

記

１． 特許決定後の分割出願制度の導入

従来は、分割出願が可能な期間は明細書の補正可能期間と特許拒絶査定謄本の送達日から 30 日(＋延長期間)以内のみであった。

改正特許法第 52 条第1項第 3 号によると、上記に加え、特許査定書又は特許拒絶査定取消審決(特許登録の決定した審決に限定される)の謄本の送達日から3ヶ月以内もしくは設定登録料の納付日のうち、いずれか早い日までに分割出願を行うことが可能になった。

(2015 年 7 月 29 日以降に特許査定書又は特許拒絶査定取消審決の謄本の送達を受けた特許出願に適用)

２． 新規性喪失の例外主張の補完制度の導入

従来は、新規性喪失の例外の適用を受けるためには、出願時の願書にその旨記載し、証明できる書類を出願日から 30 日以内に提出する必要があった。

改正特許法第 30 条第 3 項によると、出願時に新規性喪失の例外主張をしなかったとしても、(1)明細書の補正可能期間または (2)特許査定書又は特許拒絶査定取消審決(特許登録の決定した審決に限定される)の謄本の送達日から 3 ヶ月以内(但し設定登録料の納付前)に、新規性喪失の例外主張の補完が認められるようになった。証明書類も同期間内に提出すればよい。

(2015 年 7 月 29 日以降の特許出願に適用)

以上